

令和7年度の木造住宅への耐震設計及び耐震改修工事補助の受付概要

当市では、地震による倒壊等の被害から市民の生命及び身体を保護するため、昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造住宅の耐震化補助を行っています。

令和3年度から、耐震設計と耐震改修工事を一体で実施する場合（建て替えを含む）の費用の一部を助成する制度に見直しました。助成を受けるには事前に精密診断を実施する必要があります。事前に耐震設計を行っている場合、工事のみ助成を受けることも可能です。

○募集期間

令和7年11月28日（金）の午後5時00分まで（土日祝日を除く）。

※予定戸数の応募があり次第終了いたしますのでご了承ください。

○募集方法

市役所4階の都市計画課窓口での受付となります（耐震化補助の概要は以下のとおりとなります。詳細は都市計画課までお問い合わせください）。

なお、この補助金の交付決定前に着手されている場合には、対象となりませんのでご注意ください。

○補助額

補助対象経費の5分の4以内（最大100万円）

○補助の条件

市税等の滞納をしていないこと。

建築士が精密診断を行ったもの。

○対象となる建物

龍ヶ崎市に所在する住宅。

所有者自らが住んでいる住宅（賃貸住宅は対象外です）。

昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造住宅。

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅。

令和8年2月末までに工事が完了するもの。

○申請に必要なもの

申請書に必要事項を記入のほか、次の書類が必要です（共通事項）。

- (1)住民票の謄本
- (2)建物の登記事項証明書又は固定資産評価証明書の写し
- (3)納税証明
- (4)当該住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日が分かるもの
- (5)耐震診断結果報告書の写し
- (6)補助事業の内容が分かる見積書等の写し
- (7)補助対象住宅に共有者がいる場合は、当該申請に関する他の共有者の
同意書
- (8)交付決定以後の手続を別の者に委任する場合は、委任状
- (9)その他市長が必要と認める書類